

## 公立大学法人宮城大学「中期計画」項目

変 更 前	変 更 後
<p>第 1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 学士課程</p> <p>ロ 大学院課程</p> <p>(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ <u>入学者受け入れ方針，入学者選抜</u></p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>ロ 教育課程</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>八 教育方法</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>二 成績評価</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>イ 適正な教員配置</p> <p>ロ <u>教員の資質の向上</u></p> <p>八 教育環境の整備</p> <p>二 大学間教育等の充実</p> <p>ホ <u>教育の質の向上</u></p> <p>へ 教育活動の評価</p> <p>ト 評価結果の活用</p>	<p>→〔挿入：目標に対応する前文を記載〕</p> <p>第 1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1～43 頁)</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1～37 頁)</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 (1～10 頁)</p> <p>イ 学士課程</p> <p>ロ 大学院課程</p> <p>(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置 (11～25 頁)</p> <p>イ 入学者受入方針，入学者選抜</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>ロ 教育課程</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>八 教育方法</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>二 成績評価</p> <p>(イ) 学士課程</p> <p>(ロ) 大学院課程</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 (25～32 頁)</p> <p>イ 適正な教員配置</p> <p>ロ 教育及び教員の質の向上</p> <p>八 教育環境の整備</p> <p>→〔削除：第 2 - 1 (4) に集約〕</p> <p>→〔削除：第 5 - 1 に集約〕</p>

変 更 前	変 更 後
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 イ 学習支援 ロ 生活支援 ハ 就職支援 ニ 経済的支援 ホ <u>社会人への支援</u> ヘ <u>留学生への支援</u> ト 適応相談	(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 (32~37頁) イ 学習支援 ロ 生活支援 ハ 就職支援 ニ 経済的支援 ホ 社会人・留学生への支援 ト [削除：大学案に記載なし]
2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置 イ 研究の方向性 ロ <u>研究水準</u> ハ 研究成果の社会への還元 (2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置 イ 研究の実施体制 ロ <u>研究費の獲得・配分</u> ハ <u>研究者等の配置</u> ニ 研究環境の整備 ホ 研究の質の向上 ヘ 研究活動の評価 ト 評価結果の活用 チ 知的財産の創出	2 研究に関する目標を達成するための措置 (38~43頁) (1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置 (38・39頁) イ 研究の方向性 ロ 研究水準の向上 ハ 研究成果の社会への還元 (2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置 (40~43頁) イ 研究の実施体制 ロ 研究費の配分 ハ 研究者の配置 ニ 研究環境の整備 ホ 研究活動の評価 ト [削除：大学案に記載なし] チ 知的財産の創出
第2 地域貢献等に関する目標を達成するためとすべき措置 1 地域貢献に関する目標を達成するための措置 (1) 教育 (2) 研究 (3) <u>地域社会との連携</u> (4) 産学官の連携 (5) 大学間の連携 2 <u>国際交流に関する目標を達成するための措置</u> (1) <u>国際交流の推進</u> (2) 海外大学等との連携 (3) <u>留学生支援</u>	第2 地域貢献等に関する目標を達成するためとすべき措置 (44~48頁) 1 地域貢献に関する目標を達成するための措置 (44~47頁) (1) 県民の高等教育機関としての役割 (2) [削除：第1-2(1)ハに集約] (2) 地域社会への貢献 (3) 産学官の連携 (4) 大学間の連携 2 国際交流等に関する目標を達成するための措置 (47・48頁) (1) 国際交流を推進するための体制整備 (2) 海外大学等との連携 (3) 留学・留学生支援
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置 (48~52頁)

変 更 前	変 更 後
<p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) <u>理事長等のリーダーシップ</u></p> <p>(2) 戦略的な資源配分</p> <p>(3) <u>法人の組織・体制整備</u></p> <p>(4) <u>教員及び事務職員の役割</u></p> <p>(5) 学外の有識者等の登用</p>	<p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 (48～50頁)</p> <p>(1) 理事長を中心とする運営体制の構築</p> <p>(2) 戦略的な資源配分</p> <p>(3) 学外の有識者等の登用</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 (50頁)</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人事制度</p> <p>(2) 評価制度</p>	<p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (50・51頁)</p> <p>(1) 人事制度</p> <p>(2) 評価制度</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 事務組織の見直し</p> <p>(2) 事務の効率化</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (52頁)</p> <p>(1) 事務組織の見直し</p> <p>(2) 事務の効率化</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 外部資金の獲得</p> <p>(2) 自己収入の確保</p> <p>(3) 授業料等の適切な設定</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとすべき措置 (53～55頁)</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (53・54頁)</p> <p>(1) 外部資金の獲得</p> <p>(2) 自己収入の確保</p> <p>(3) 授業料等の適切な設定</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (54頁)</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) <u>資産の適正管理</u></p> <p>(2) <u>資産の活用・運用</u></p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (54・55頁)</p> <p>→〔削除：項目分けせず一括記載〕</p>
<p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 自己点検・評価の充実に係る目標を達成するための措置</p> <p>(1) <u>自己点検・評価</u></p> <p>(2) <u>外部評価等</u></p> <p>(3) <u>評価結果の活用</u></p>	<p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとすべき措置 (55～57頁)</p> <p>1 自己点検・評価の充実に係る目標を達成するための措置 (55・56頁)</p> <p>→〔削除：項目分けせず一括記載〕</p>

変 更 前	変 更 後
<p>2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 情報公開</p> <p>(2) 個人情報保護</p> <p>(3) 広報活動</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 安全管理等に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p> <p>第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算（平成21年度～平成26年度）6年間の予算（表） 人件費の見積もり 運営費交付金の算定ルール</p> <p>2 収支計画（平成21年度～平成26年度）6年間の収支計画（表）</p> <p>3 資金計画（平成21年度～平成26年度）6年間の収支計画（表）</p> <p>第8 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額</p> <p>2 想定される理由</p> <p>第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>第10 剰余金の使途</p> <p>第11 県の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設設備に関する計画</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>3 積立金の処分に関する計画</p> <p>（別表） 収容定員（平成21年度～平成26年度）</p>	<p>2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置（56・57頁）</p> <p>→〔削除：項目分けせず一括記載〕</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置（57～59頁）</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 安全管理等に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p> <p>第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算（平成21年度～平成26年度）6年間の予算（表） 人件費の見積もり 運営費交付金の算定ルール</p> <p>2 収支計画（平成21年度～平成26年度）6年間の収支計画（表）</p> <p>3 資金計画（平成21年度～平成26年度）6年間の収支計画（表）</p> <p>第8 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額</p> <p>2 想定される理由</p> <p>第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>第10 剰余金の使途</p> <p>第11 県の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設設備に関する計画</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>3 積立金の処分に関する計画</p> <p>（別表） 収容定員（平成21年度～平成26年度）</p>